

私たちの暮らしと 独占禁止法の関わり

～消費者セミナー～



【総務部】

2月15日、糸満市役所において、「私たちの暮らしと独占禁止法の関わり」をテーマに、糸満市女性連合会を対象とした消費者セミナーを開催しました。



公正取引委員会
マスコットキャラクター
「どっきん」

セミナーを開催するにあたり、糸満市女性連合会屋富祖民江会長から、「私たちが生活する経済社会の中で、何を見てどう判断して商品を購入するべきなのか、私たちの暮らしに独占禁止法がどう関わっているのか、一緒に勉強しましょう。」と、会員の皆さまにお声がけしていただきました。



セミナーの様子

消費者セミナー開催



公正取引室 多田修 室長

セミナー当日は、公正取引委員会の役割などを紹介するとともに、消費者に身近な独占禁止法違反事例（カルテルや再販売価格の拘束など）を説明し、セミナー参加者と質疑応答を行いました。

総務部公正取引室では、独占禁止法や公正取引委員会の仕事の説明、消費者からの質問にお答えする「消費者セミナー」を随時開催しています。

時期、所要時間などについて、調整・検討いたしますので、お気軽に御連絡ください。



糸満市女性連合会 屋富祖民江 会長

ケース1
どのお店も
同じ値段だなぁ

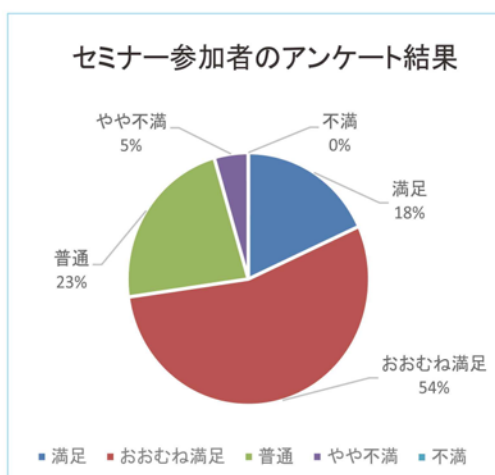
もし、お店同士が競争せずに話し合って商品の価格をつり上げたら、私たちはどの店へ行っても、同じ価格でしか商品を買うことができなくなってしまいます。

カルテル

ケース2
どこへ行っても
ぜんぜん安くないヨー!

メーカーが店の販売価格を決めてしまうと、店は価格の競争ができないため、私たちはどのお店に行っても高い価格で買わなければならない。

さいはんばい か かく こうそく
再販売価格の拘束



お問い合わせ先
総務部公正取引室 総務係
☎098-866-0049